◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋清武君) 日程第14、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(齋藤文彦君) 議案第35号は専決処分の承認を求めることについて(松崎町国民健康 保険税条例の一部を改正する条例)であります。

詳細は担当課長から申し上げます。

(健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明)

○議長(土屋清武君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

- ○1番(伴 高志君) この対象となる人数は把握しているんでしょうか。お願いします。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 対象世帯というご質問だと思いますが、現在、仮算定中でございますので、平成28年度の軽減世帯の実績で申し上げたいなと思います。

今回5割軽減と2割軽減となっておりますが、5割軽減の方、世帯が224世帯、被保険者でいきますと385人、軽減税額合計で990万円ほどになっております。

それから、2割軽減世帯ですが、202世帯、被保険者数が372人、こちらの国保税の軽減税額が376万円ほどとなっております。

今回の改正をすることによって、一応我われの方で推計で出してみました。 5 割軽減の方が 今回改正されることによって、224世帯から231世帯へということで、7 世帯増になるのかなと。

それから、2割軽減の方が202世帯現行ありますが、こちらは世帯としては同じで202世帯になります。こちらは全く変動がないということではなくて、新たに2割世帯になった方それから2割世帯から5割世帯になった方、その辺の増減があった関係で、たまたま結果が同じになったということでございます。

それから、国保税の減少額でございますが、5割軽減の方が31万円ほど減ることが予想されております。それから、2割世帯の方ですが、先ほど申しましたとおり世帯数は変更ありませんが、3万円ほど国保税が減少する推計で見込んでおります。以上でございます。

○議長(土屋清武君) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋清武君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

(午前11時21分)